

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨等を踏まえ、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の契約の適正化を図るため、国立大学法人大分大学契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 随意契約の妥当性に関する事項
- (2) 一般競争入札の妥当性に関する事項
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理（苦情の申立てに対する回答に疑義ある者が再度申し立てた苦情に係る処理をいう。）に関する事項
 - ア 入札及び契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものを除く。）
 - イ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
 - ウ 工事及び設計業務成績評定
- (4) その他契約の適正化に関する重要な事項

2 委員会は、前項の審議結果について学長に報告するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、法人の役員又は職員以外の学識経験者3名の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、委員会の審議に係る専門的知識を有し、中立かつ公平な立場で客観的に審査その他の事務を適切に行うことができる者の中から、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、任期中及び退任後においても、職務上知り得た事項について他に漏らしてはならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成25年規程第22号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第13号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第10号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。